

平成28年10月1日施行の 犯罪収益移転防止法の 改正法の概要



山中 淳二

長島・大野・常松法律事務所
弁護士

平成28年10月1日付で、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます^{注1})の改正法^{注2}が施行されました。犯収法は、不動産流動化案件におけるアセットマネジャー(投資運用業者や投資助言業者などの金融商品取引業者及び宅地建物取引業者)として皆様の業務にも関係があるところと思われるので、本稿では、かかるアセットマネジャーに関係する点を中心に、必要に応じて犯収法の基本的な枠組みについて触れつつ、改正法における重要な改正点の概要について説明したいと思います。

1 犯収法の基本的枠組み

(1) 犯収法の対象たる「特定事業者」

犯収法は、「特定事業者」、「特定業務」、「特定取

引」という用語や、いわゆる「ハイリスク取引」という概念を用いて、その内容を整理しています。従って、最初にこれらの定義を把握することが重要になります。

まず、犯収法の各規定の名宛人は、(国家公安委員会や行政庁に対する規定を除くと)「特定事業者」です。「特定事業者」の定義は犯収法2条2項に規定されており、不動産流動化案件におけるアセットマネジャーの場合には、金融商品取引業者(犯収法2条2項21号)や宅地建物取引業者(犯収法2条2項39号)などに該当することが考えられます。なお、この「特定事業者」の定義のいずれにも該当しない場合には、そもそも犯収法の適用はないと考えられます。

注1

本稿では、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令を「犯収法施行令」といい、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を「犯収法施行規則」といいます。

注2

本稿では、平成28年10月1日付で施行された改正後の犯罪収益移転防止法を「改正法」と表記します。なお、本文中で言及する犯罪収益移転防止法の条文は、改正法における条文番号を示します。

(2) 「特定業務」の考え方と若干の注意点

また、「特定業務」についてですが、投資運用業者の場合は「当該特定事業者が行う業務」とされ（犯収法別表、犯収法施行令6条1号）、投資助言業者及び第二種金融商品取引業者の場合はそれぞれ「投資助言・代理業に係る業務」及び「第二種金融商品取引業」とされ（犯収法別表、犯収法施行令6条7号）、宅地建物取引業者の場合は「宅地建物取引業のうち、宅地若しくは建物の売買又はその代理若しくは媒介」とされています。

「特定事業者」に該当する場合でも、「特定業務」に該当しない業務（例えば、宅地建物取引業者における宅地建物の賃貸又はその代理若しくは媒介など）については、犯収法の対象外と考えることができます。逆に、「特定業務」に該当する場合、「特定事業者」は、この「特定業務」に係る取引について、取引記録の作成・保存（犯収法7条）（但し、軽微な取引^{注3}を除きます。）や疑わしい取引の届出（犯収法8条）が義務付けられています。なお、次に述べる「特定取引」の範囲は「特定業務」よりも狭くなりますが、取引記録の作成・保存義務（上記の軽微な取引を除きます。）や疑わしい取引の届出義務は「特定取引」に限って課されているわけではなく、あくまでも「特定業務」に係る取引について課されていますので、ご留意いただければと思います。

(3) 「特定取引」の考え方と若干の注意点

最後に「特定取引」についてですが、改正法では、この「特定取引」の内容が変更されています。改正法において、「特定取引」とは、①「対象取引」と②「対象取引以外で、顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」をあわせたものとされました（犯収法別表、犯収法施行令7条）。

ここで①「対象取引」^{注4}は、犯収法施行令7条1項に列挙されており、数多くありますが、不動産流動化案件におけるアセットマネジャーの場合は、典型例として、不動産信託受益権の売買の代理若しくは媒介や、宅地建物の売買契約の締結の代理若しくは媒介などが該当します（但し、必ずしもこれらの方に限られるわけではありません。）。なお、この「対象取引」については、平成28年10月施行の改正法により、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」が除外されることになりました。ただ、具体的には、電気・ガス・水道などの公共料金の支払いや学校の入学金や学費の支払いなどであり（犯収法施行規則4条）、不動産流動化案件におけるアセットマネジャーにはあまり関わりがない場面が多いと思います。

また、②「対象取引以外で、顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」とは、（イ）マネーロンダリングの疑いがあると認められる取引と、（ロ）同種の取引態様と著しく異なる態様の取引、の2つが規定されています（犯収法施行令7条、犯収法施行規則5条各号）。特定事業者として、特定業務に係る取引がこれらの取引に該当すると判断した場合については、たとえ当該取引が上記の①「対象取引」に該当していない場合でも、「特定取引」に含まれることになる（その結果、後述するように取引時確認の対象となる）ことに注意が必要です。

(4) ハイリスク取引の考え方と若干の注意点

また、特定取引と異なる概念として、いわゆる「ハイリスク取引」が挙げられます。ハイリスク取引とは、特定業務のうちで、

①なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある取引

注3

具体的には、財産移転を伴わない取引、価額が1万円以下の財産移転取引などが定められています（犯収法施行令15条）。

注4

なお、平成28年10月施行の改正法により、現金等受払取引、預金等払戻し、外為両替又は旅行小切手の販売・買取り、貴金属等の売買契約については、1回当たりの取引金額を減少させるために分割した取引については、それらの各取引を1つの取引とみなすことになりました（犯収法施行令7条3項）。

②特定国等^{注5}に居住し又は所在している顧客等との取引

③いわゆる外国PEPs^{注6}(犯収法施行令12条3項各号)との取引

のいずれかに該当する取引と規定されています(犯収法4条2項各号)。

上記のうち③外国PEPsとの取引は、改正法により新たにハイリスク取引に加えられたものです。改正法における新規規定ですので、少し詳しく紹介しますと、外国PEPsとは次の者をいうとされます(犯収法施行令12条3項各号、犯収法施行規則15条各号、犯収法施行規則11条2項)。

(イ)外国の元首

(ロ)外国において、日本の内閣総理大臣・その他の
の国務大臣・副大臣、衆議院議長・副議長・参議院議長・副議長、最高裁判所裁判官、特命全権大使・特命全権公使・特派大使・政府代表・全権委員、統合幕僚長・統合幕僚副長・陸上幕僚長・陸上幕僚副長・海上幕僚長・海上幕僚副長・航空幕僚長・航空幕僚副長、中央銀行の役員、予算について国会の議決を経又は承認を受けなければならない法人の役員に相当する職

(ハ)過去に上記(イ)又は(ロ)のいずれかであった者

(ニ)上記(イ)から(ハ)のいずれかの家族(配偶者(内縁を含みます)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいいます)

(ホ)上記(イ)から(ニ)のいずれかが実質的支配者である法人

このハイリスク取引は、特定取引(すなわち、対象取引と対象取引以外で顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引)とは異なるアプローチで定義されているものです。従って、特定取引に該当し且つハイリスク取引に該当する場合も考えられますし、特定取引には該当しないもののハイリスク取引に該当する場合も考えられますので、ご注意ください。以下、本稿では、特定取引とハイリスク取引をあわせて「特定取引等」といい、また、特定取引には該当するもののハイリスク取引には該当しないものを「通常の特定期取引」といいます。

2 取引時確認を行う必要がある場合

犯収法において取引時確認を行う必要があるのは、特定事業者が、(1)顧客等との間で、特定業務のうち特定取引を行う場合(犯収法4条1項)と、(2)顧客等との間で特定業務のうちハイリスク取引に該当する取引を行う場合(犯収法4条2項)です。まとめると「特定取引等」に該当する場合です。特定事業者は、顧客等などの取引時確認の対象が取引時確認に応じない場合は、取引時確認に応じるまでの間、特定取引等に係る義務の履行を拒絶できません(犯収法5条)。また、特定事業者は、この取引時確認を行った場合には、直ちに、確認記録を作成し、保存する義務があります(犯収法6条)。

(1) 取引時確認において確認すべき事項

取引時確認において確認すべき事項は、「通常の特定期取引」と「ハイリスク取引」とで異なります。「通常の特定期取引」の場合は、原則として^{注7}、

注5

現在のところ、イラン及び北朝鮮が指定されています(犯収法施行令12条2項各号)。

注6

Politically Exposed Persons の略とされています。

注7

例外的に、顧客等が、国、地方公共団体、上場企業等である場合には、現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項のみの確認で足りる。また、顧客等が、人格のない社団又は財団の場合には、現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項、取引を行う目的、当該社団又は財団の事業内容のみの確認で足りる(犯収法4条5項、犯収法施行令14条、犯収法施行規則18条)。

①本人特定事項(自然人の場合は、氏名、住居及び生年月日、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地)

②取引を行う目的

③職業(自然人の場合)又は事業内容(法人の場合)

④実質的支配者(法人の場合)

となります(犯収法4条1項)。なお、このうち④実質的支配者については、今回の改正法により、従前から内容が変更されていますので、項をあらためて説明します。

また、「ハイリスク取引」の場合は、上記①から④に加えて、200万円を超える財産移転を伴う取引の場合には、⑤資産及び収入の状況も確認します(犯収法4条2項、犯収法施行令11条)。なお、「ハイリスク取引」の場合の①本人特定事項と④実質的支配者の確認は、「通常の特定期取引」よりも厳格な方法で行う必要があります。

さらに、特定期取引等(特定期取引とハイリスク取引を総称するものです。)の任にあたっている自然人が当該顧客等と異なる場合には、当該顧客等だけでなく、当該自然人について①本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)の確認を行います(犯収法4条4項)。この「特定期取引等の任にあたっている自然人」とは、法人の代表者であることもありますが、必ずしもそれに限られず、現実に顧客等の側の窓口として取引を担当している事務取扱者が別にいる場合には、当該事務取扱者が該当します(むしろこの場合の方が現実には多いように思います。)ので、ご留意下さい。また、この①本人特定事項の確認を求める

対象者が現実に顧客等のために「特定期取引等の任にあたっている自然人」であることを確認する必要がありますが(犯収法施行規則13条2項、12条4項)、今回の改正法により、この確認手段としてこれまで認められていた、社員証などの顧客等が発行した身分証明書その他の書面による確認や、代表権を有していない役員についての役員登記による確認は、確認手段として認められなくなりましたので、あわせてご留意下さい(犯収法施行規則12条4項2号)。

(2) 実質的支配者の定義について

上記(1)④実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいい(犯収法4条1項4号)、これまでも確認が求められていました。ただ、これまでの犯収法では自然人まで遡って確認することは求められていませんでしたが、今回の改正法により、議決権その他の手段により、法人を実質的に支配する自然人まで遡って確認する必要があります。具体的には、改正法における実質的支配者とは、次のような整理となります(犯収法施行規則11条2項)。

①顧客等が資本多数決法人の場合^{注8}

(イ)議決権の25%超を保有する^{注9}自然人^{注10}

(ロ)上記がない場合、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人

(ハ)上記いずれもない場合、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

注8

「資本多数決法人」とは、投資法人、特定目的会社、株式会社など、その法人の議決権が保有株式数の割合に応じて付与される法人をいうとされます(犯収法施行規則11条2項1号)。

注9

詳細にわたるので本稿では割愛しますが、この議決権の保有割合の判定については、犯収法施行規則11条3項に規定があります

注10

但し、事業経営を支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除きます。

②顧客等が資本多数決法人でない法人の場合^{注11}

- (イ) 法人の収益総額又は財産総額の25%超の配当又は分配を受ける自然人^{注12}、又は、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人
- (ロ) 上記がない場合、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

これまでは④実質的支配者に該当する者がいない場合がありますが、改正法では少なくとも「当該法人を代表し、その業務を執行する自然人」の確認が必要となっており(犯収法施行規則11条2項4号)、④実質的支配者について該当なしという場面は想定されないことになりましたので、ご留意下さい。

3 疑わしい取引の届出

上記1(2)で述べたとおり、「特定事業者」は、「特定業務」に係る取引について、疑わしい取引の届出(犯収法8条)が義務付けられています。なお、この疑わしい取引の届出については、取引記録の作成・保存義務の場合に定められている軽微な取引の除外^{注13}はありませんので(犯収法7条1項、8条1項)、取引記録を作成していない取引でも、疑わしい取引の届出が必要な場合があります。ご留意下さい。

今回の改正法では、この疑わしい取引について、継続的な顧客管理の一貫として疑いがあるかどうかを判断すること、及び疑わしい取引の判断方法について規定されることになりました(犯収法8条1項及び2項)。改正法では、その判断方法として、「取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第3条第3項犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ主務省令^{注14}で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令^{注15}に定める方法」によるものと規定しています。

4 取引時確認等を的確に行うための措置

また、これまでも規定されていた特定事業者に係る社内体制の整備について、改正法では、その内容が拡充されました(犯収法11条)。具体的には、これまでと同様に取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じる義務があるほか、努力義務として、①使用人に対する教育訓練の実施、②社内規程の作成、③必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任、及び管理統括者による取引承認の体制、④特定事業者作成書面等^{注16}の作成及び見直し、当該書面を勘案した必要な情報の収集、整理及び分析、当該書面を勘案した確認記録及び取引記録の精査、⑤必要な能力を有する職員の採用、⑥内部監査の実施が規定さ

注 11

「資本多数決法人でない法人」の例としては、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、合名会社、合資会社及び合同会社などが挙げられています。

注 12

但し、事業経営を支配する意思又は能力を有していないことが明らかなる場合を除きます。

注 13

具体的には、財産移転を伴わない取引、価額が1万円以下の財産移転取引などが定められています(犯収法施行令15条)。

注 14

犯収法施行規則26条各号

注 15

犯収法施行規則27条各号

れています(犯収法施行規則 32条各号)。

5 最後に

本稿では、冒頭で述べたとおり、犯収法の基本的な枠組みについて触れつつ、改正法における重要な改正点の概要について説明してきました。なお、犯

収法、犯収法施行令、犯収法施行規則の各規定はとて細かく、その詳細に立ち入ることで、かえって全体の枠組みの理解を妨げられると思われたことから、本稿ではこれらの各規定の細部にわたって網羅的に触れることはしておりませんので、ご留意ください。本稿が平成28年10月に改正された犯収法の理解の一助となれば幸いです。

注 16

特定事業者作成書面等とは、自らが行う取引について調査・分析し、当該取引による犯罪収益移転の危険危険性の程度その他の調査・分析結果を記載した書面又は記録した電磁的記録を意味します(犯収法施行規則 32条 1項 1号)。

やまなか じゅんじ

1998年東京大学法学部卒業、2000年長島・大野・常松法律事務所入所、2005年DUKE大学ロースクール卒業。2005年9月から2006年9月までKirkland & Ellis LLP (Los Angeles Office) にて勤務。現在は、不動産開発、不動産ファンドやJREITの組成、不動産関連会社に関するMSA案件、CMBSなどの不動産証券化案件、その他不動産に関する取引を全般的に取り扱っている。